

第2回 東京都児童福祉審議会専門部会
(児童虐待 地域・現場での対応力のさらなる強化に向けて)
議事録

- 1 日時 平成23年10月3日(月) 18時45分～
- 2 場所 都庁第一本庁舎 33階 北側 特別会議室N6
- 3 次第
(開会)
 - 1 報告
(1) 養育家庭の里母が逮捕された件について
(2) 専門部会からの緊急提言
 - 2 議事
(1) 児童虐待 地域・現場での対応力のさらなる強化に向けて 課題の整理
(2) 地域支援ネットワークの強化について
 - 3 今後の予定等(閉会)
- 4 出席委員
松原部会長、柏女副部会長、磯谷委員、犬塚委員、今田委員、高田委員、中板委員、
武藤委員、網野委員
- 5 配付資料
 - 資料1 東京都児童福祉審議会委員名簿及び事務局名簿
 - 資料2 養育家庭の里母が逮捕された件について(プレス資料)
 - 資料3 緊急提言
 - 資料4 東京都児童福祉審議会第1回専門部会における主な御意見
 - 資料5 児童虐待 地域・現場での対応力のさらなる強化に向けて 課題の整理
 - 資料6 地域支援ネットワークの強化 課題と検討の視点
 - その他 資料集

○柏原家庭支援課長 お待たせいたしました。

本日はお忙しい中、御出席いただきましてありがとうございます。

開会に先立ちまして、委員の方の御出席について御報告をさせていただきます。

本専門部会の御出席と御返事をいただいている委員の方は9名でございまして、定足数に達します。本日は全員の方に御出席いただいておりますので、始めさせていただきます。

続きまして、お手元に会議資料を配付してございますので、御確認をお願いしたいと思います。

資料1、東京都児童福祉審議会委員名簿及び事務局名簿でございます。

資料2、養育家庭の里母が逮捕された件について、プレス資料とパンフレット「東京都のほっとファミリーとは」を付けてございます。

資料3、緊急提言でございます。

資料4、東京都児童福祉審議会第1回専門部会における主な御意見でございます。

資料5、A3の資料でございまして、児童虐待 地域・現場での対応力のさらなる強化に向けて 課題の整理でございます。

資料6、同じくA3の資料で地域支援ネットワークの強化 課題と検討の視点でございます。

その他といたしまして、資料集を置かせていただいております。

そのほか、お手元にクリアファイルに入っております資料集は前回の部会終了後に皆様にお送りしたものと同一のものでございますので、こちらについては本日はお持ちにならないようお願いいたします。

なお、本日の審議会は公開となっております。後日、議事録は東京都のホームページに掲載されますので、よろしくをお願いいたします。

それでは、この後の進行につきまして、松原部会長をお願いいたします。

よろしくお願いいたします。

○松原部会長 改めまして、お集まりいただきましてありがとうございます。

それでは、第2回の児童福祉審議会の専門部会を始めてまいりたいと思います。

会議次第にありますように、報告が2件、議事が2件、今後の予定ということで予定されておりますので、これに沿って進めてまいりたいと思います。

それではまず、資料2について御報告をお願いいたします。

○柏原家庭支援課長 それでは、資料2について私の方から御説明を申し上げます。

平成23年8月20日にプレス発表をいたしました資料でございますが、養育家庭の里母が逮捕された件について。

東京都杉並児童相談所が養育家庭に委託しておりました児童が亡くなりまして、当該養育家庭の里母がこの日に傷害致死容疑で逮捕された件についてお知らせをしたものでございます。

事件の概要につきましては、そちらにございますとおりでございまして、委託の経過につきましては次のページにございます。そちらを簡単に御説明いたします。

このお子さんにつきましては、真ん中辺、【交流から委託までの経過】にございますように、21年3月6日にこの養育家庭と交流を開始いたしまして、約半年後の21年9月16日に正式に養育家庭として委託を開始したものでございます。

その後の委託の経過につきましては、こちらにございます経過をたどっておりますが、残念ながら、平成22年8月24日の朝、この養育家庭におきまして本児が倒れているのが発見され、同日午前6時30分、救急搬送、午前7時30分に病院で死亡が確認されたという事例でございます。

本件につきましては、以降、プレス等でもかなり発表されておりますが、このプレス発表の

後、私どもでは、児童福祉審議会の各部会に御説明をさせていただいております、そちらの経過について簡単に御説明いたします。

まず、権利擁護部会につきましては、8月24日に御説明いたしております。本件につきましては、事件が発生いたしました昨年9月8日に一旦報告をさせていただいておりますが、里母の逮捕を受けまして、今回お出しいたしました資料を基に再度御説明をしたという形になっております。

死亡事例等検証部会につきましては、8月29日の第2回の会議におきまして、本件につきまして御報告をいたしまして、この事案につきまして正式に本年度の検証事例として取り上げることを決定いただいております。

本事例につきましては、養育家庭で発生した事案でございますので、里親認定部会につきまして、9月9日金曜日に臨時の会議を開催していただきまして、その席で本件の事案について御報告をさせていただいております。

本事例につきましては、死亡事例等検証部会で今後検証を進めていただきまして、その状況につきましては、随時この部会におきましても御報告をさせていただきたいと思っております。

本事例につきましては以上でございます。

○松原部会長 ありがとうございます。

ここの中には検証部会のメンバーの方もいらっしゃるわけですが、特に何か御発言あるいはこの辺りをしっかり検証してほしいということがおありになれば出していただきたいのですが。

マスコミでもかなり報道をされたので、社会的な関心も強いんですけども、もしよろしかったら高田委員、都民の目から見て何か御感想とか、御注文があれば伺いたいと思っております。

○高田委員 私も里親の問題は実は関心を持っておりまして、素人ですけども、いろいろ調べたところ、里親には年間200万円以上のお金が支給されているのにもかかわらず、収支についての報告義務はないと。その点、児童養護施設の場合は何にお金を使ったかをきちんと報告しなければいけないのに、里親家庭ではそういうこともない。

あとは、この資料を見ると児童福祉司の方が電話とか、あとは児童相談所において心理面接がされたということですけども、そういうことを委託された後にされていないところもあるようなので、そういったところを義務化するとか、そういった部分をもう少しきちんとしていただけたらいいかなと思っております。

○松原部会長 ありがとうございます。

後半の方の里親支援ということについては、恐らく検証部会の方でもかなり取り上げられる重要なテーマだと思っております。

ほかの委員の方、いかがでしょうか。

武藤委員、お願いします。

○武藤委員 今日、実は、私どもの児童部会で里親支援の在り方についての学習会というんですか、施設で里親の支援を結構、積極的にやっているところと、全くそうではないところがあって、今、国の方でも里親を増やしていこうということで、この前、将来像も出しましたし、里親支援を強化するためにはどういう方法がいいのか。東京では児童相談所を中心としながら里親支援という形でやっているんですけども、本当にそれだけでいいのかなということ、もっともっと多くの支援システムというんですか、そういうものをつくるべきなのではないか。

特に今日出ていたのは、児相の方にいろいろ相談すると、下手すると少し難しいようなケースだと、おたくでは難しいんじゃないですかということで、引き上げられてしまうという危惧があるということで、なかなか本音として、児童相談所の方に相談しにくいんだという声もちらっと上がってきているということなので、多様な里親さんを支えるシステムも相当、東京でもつくっていかないと、今は里親さんの方にも結構大変な子供たちが入ってきているということですし、なるべく里親さんを増やしていこうということで、いろいろな方にPRして、どんどん入ってもらおうというのはいいんですけれども、どういうところで認定をし、支えていくかという部分をもう少し明確にしながらやらなければいけないのではないかなと思っています。

私は施設側として、もっと地域の、同じ社会適応の子供たちを預かっているわけですから、私は調布市ですけれども、調布市なら調布として、施設がある所在地の里親さんと常に行ったり来たりできる関係をつくっていかねばいけないのではないかということをお話を今日、施設の学習会ではそんなことを皆さんと打ち合わせしたところです。

以上です。

○松原部会長 ありがとうございます。

国の方でも支援機関事業は委託できるというシステムにしておりますので、具体的にこの場で今どうするという段階まで来ておりませんが、御発言を受けて、またそれも検証部会の中で検討していきたいと思えます。

ほかはよろしいでしょうか。

それでは、この死亡事例等検証部会での検証が進みましたら、また事務局を通じてこの部会にも御報告をいたしたいと思えます。

それでは次に、この専門部会からの緊急提言について事務局の方から御報告をお願いいたします。これは前回お願いをして、緊急提言にいただいたものです。

よろしくをお願いします。

○柏原家庭支援課長 では、緊急提言、資料3につきまして御説明いたします。

今、松原部会長からございましたように、前回御議論いただいたところでございますが、8月31日付で本資料のとおり、提言をちょうだいしたところでございます。

緊急提言の柱書き、内容につきましては略させていただきますが、記書きの上のところがございますように、「当部会では、こうした状況を踏まえ、1年間をかけて専門的見地から様々な議論を深め、英知を尽くして実効性のある方策をまとめていく予定であるが、早急に必要な対策については、速やかに具体策を示していくことも重要であり」ということで、以下にございます3つの提言をちょうだいしておるところでございます。

1つ目、相談所が迅速かつ的確に虐待対応を行えるよう、相談援助業務の中心を担う児童福祉司、児童心理司の更なる増員を図ること。

2つ目、児童相談所と医療機関や保健機関との連携を強化するため、医療、保健分野の専門性を有し、関係機関とのコーディネート役を担う人材を児童相談所に確保すること。

3つ目、虐待ケースの初期対応において、対立している保護者等への対応とともに警察等との連携を強化するための人材を児童相談所に確保すること。

ちょうだいしましたこの提言を受けまして、私どもといたしまして、来年度の要求ということで取り組んでおります内容を御説明いたします。

まず1点目、児童福祉司、児童心理司の更なる増員につきましては、これはまだ現在、私ど

もの要求ベースでございますが、各児童相談所への児童福祉司、児童心理司の増員という形での要求を現在、検討しております。

2点目、医療、保健分野の専門性を有するコーディネーターの人材ということで、こちらにつきましては、各児童相談所へ医療連携コーディネーターといたしまして、非常勤の職員、保健師の資格を持っている方を考えておりますが、こちらの配置を要求しておるところでございます。

3点目、対立している保護者等への対応を警察等との連携強化につきましては、各児童相談所へ警察のOBの方を想定しているんですが、非常勤職員としまして1名ずつの配置という形で現在、要求をしておるところでございます。

緊急提言と私どもの要求につきまして状況を御報告いたしました。

○松原部会長 ありがとうございます。

我々の方でお願いをした緊急提言3つに沿って具体的な予算請求をしていただきました。

何か御意見等がおありになる方、いらっしゃいますか。

それでは、予算が通ることを願っております。

それでは、ここから議事に入ってまいりたいと思います。

議事の1つ目「児童虐待 地域・現場での対応力のさらなる強化に向けて 課題の整理」ということで、まず、事務局の御説明をいただきたいと思います。

前回、第1回部会だったということで、課題3つを事務局の方に示していただいて、それをベースにして委員の皆様から全般的な御意見をいただいております。

今日は、その課題の1つ目である地域支援のネットワークをテーマに絞り込んで審議を深めていきますが、その前に前回の審議の振り返りと補足を事務局の方からしていただいて、もし皆さん、今日の課題の1に入る前に、1も含めて2、3で、これは言い忘れていたあるいは改めて振り返ってみて、このことは補足しておきたいということがあったら、それも伺いたいと思います。

それではまず、資料4の説明をお願いします。

○西尾次世代育成支援担当課長 それでは、私の方から全体の課題の整理につきまして資料4、資料5が対応しておりますので、同時に説明をさせていただきたいと思います。

資料4につきましては、皆様方からいただいた課題の追加についての意見をまとめさせていただいております。

課題1、課題2、課題3ということで分けておまして、冒頭に①、②ということで数字を振らせていただいております。この数字がそのまま資料5のいろいろ課題が箇条書きになっておりますけれども、下線部のところでおしりに①、②と数字がついておりますが、その数字に対応するように整理をさせていただいております。時間の関係でポイントだけをかいつまんで御説明させていただきます。

まず、①、②につきましては、要対協の実務者会議が十分に行われているのか、進行会議が全件にわたって行われているのか。②については、実務者会議の内容はどうなっているのかということで、資料5では、「隙間のないネットワークを作るには」というところで①、②で整理をさせていただいております。

いろいろ御意見をいただいているんですが、資料5に落とし込むに当たってのスペースの関係がございまして、随分要約をさせていただいているところがございますので、その辺を中心

に説明をさせていただきます。

まず、飛んで⑥ですけれども、虐待発見後の見守りや親との関係、家庭への支援など、具体的な技術が大変弱いということで、犬塚委員からいただいておりますけれども、これについては、課題1の一番下の下線部、見守りや親との関係、家庭支援に関する具体的な技術が不足しているのではということで、一応、ここにおさめてございます。

課題2につきまして、⑧児童委員からの通告は非常に少なくというところ、この辺のところは、課題2の一番最初の四角の下線部、⑧虐待防止に関する地域への普及啓発が不十分では。

⑨につきましては、虐待に限らず、要保護家庭については世代間の負の連鎖が見られるということで、そういった家庭について地域でどうやって見守っていくのか。この辺のところは私どもで意識をさせていただいておりますが、一応、虐待の世代間連鎖を防止する地域支援ということで、⑨で上げさせていただいております。

資料4にはないのですが、課題2の2つ目の四角の一番下の丸、社会福祉事務所（被保護者世帯対応）との連携は図られているかということで、これは前回終わった後、子供の貧困についても1つ大きなテーマ、この辺のところの部門との連携も取り上げてはという御意見をいただいております、⑮という形で載せさせていただいております。

資料4の2ページ目、課題3につきましては、済みません、誤植がございます。

冒頭、⑯がございまして、その次が⑰となっておりますが、これを⑯に直していただければと思います。要するに、⑯が3つ続くということでございます。

実は、各委員の皆様方から、SBSの疑いなどについて児童相談所の対応に差があるということで、対応のマニュアルをつくれぬか。2番目の⑯については、どこまで対応すればいいのか判断が微妙なケースについて、モデルを作成できないか。3番目の⑯は、親の精神障害や人格障害のケースは、どこかで区切りを付けて対応を考えなければいけないのか。この辺のところを一応、資料5のところでは、困難ケースに関するガイドラインをつくれぬかということで置かせていただいております。後で御意見をいただければと思います。

⑲のところですが、中板委員から課題3について、人材確保・人材育成については児童相談所ということで書かせていただきましたけれども、児童相談所だけの問題ではないということで、ここは児相などということで、ほかの関係機関の状況等も踏まえての審議ということで表現をさせていただいております。

同じく課題3の3つ目の四角のところ、「区市町村の体制や対応力に温度差がある【子供家庭支援センター】」。子供家庭支援センター、ごめんなさい。これは「など」ということで入れていただきたいと思いますが、これも支援センターに限らず審議を行っていただければと思っております。申し訳ございません。「など」を入れていただければと思います。

あと、いろいろございますけれども、御確認をいただいて、趣旨に沿わないものについては御意見をいただければと思います。

資料・データの請求につきましては、この後、順次御説明をいたしますけれども、1点だけ、上から2つ目の丸、対応困難ケースの状況捜査について、医療機関からの通告ケースのうち、非該当23ケース。前回御説明した23ケースですけれども、その後の対応はどうかということで、その後調べましたところ、今のところ再度虐待が発生したという実績はございません。このことだけ御報告を申し上げます。

最後、資料5、課題1の一番下にヒアリングということで、次回についてはヒアリングなど

も考えていければと思っております。

以上、資料4と資料5の説明でございます。

○松原部会長 ありがとうございます。

課題1については、今日と11月のところで、これから詳しく議論をしていただきますので、2、3を中心に、またそこに行くころに忘れてしまうと困るので、これは追加しておきたい、あるいは前回発言したことについて事務局がこうまとめているけれども、趣旨が違うとか、それぞれの対応したアンダーライン、ここは増やしてほしいとか、そういう御意見を出していただきたいと思います。

忘れないうちに私も1つだけ。

前回、課題1、2、3で出していただいたので、どうしても私もそちらに縛られてしまって、あえて言えば課題3のところ当たるのかなと思うんですが、児童相談所そのものの体制を見直してみなくていいのかな。都ではいわゆるチーフを置いて、実際には持ちケースを持たないという方も配置されていますし、他の自治体などを見ますと虐待対応専門のチームをつかっていらっしゃるとか、相談所の虐待対応の体制そのものをどう変えていくかという議論もしているのかなと思うので、一言だけ付け加えたいと思います。例題みたいであれなんです。

ほかの委員の方でこのことは付け加えておきたいということがあれば、是非付け加えていただきたいと思います。

高田委員は前回この部分を時間の関係で御発言いただかなかったので、もし何かあれば是非出していただきたいと思います。

○高田委員 アメリカはよくも悪くも虐待の先進国ですけれども、アメリカの場合は早くから通常の児童福祉と虐待専門の組織を分けて対応を行っていて、例えば加害者に対するケアとかも精神科医、臨床心理士の定期的な面談を義務づけて、それを繰り返し行ってオーケーが出たら子供を元に戻す、一定期間を置いても改善がなければ親権を停止するとか、そういったことが行われていたり、あとは虐待を行った親と被害者側の子供が一定期間、どこか施設に入所して、2人でそこでコミュニケーションを学んでいくとか、そういったことが進んでいるようすけれども、まだ日本の中だとすべてが児童相談所の中で対応しなければいけないので、そこはおっしゃるとおり、分けて考えることも重要なのかなと思います。

○松原部会長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

よろしいですか。

また順次、課題がそれぞれに来たところで御発言をいただくことにしまして、それでは、議事の次の項目に進みたいと思います。

議事2、地域支援ネットワークの強化ということで、課題1をまたぐこととなります。今日と次回、2回に分けて議論をまいります。

資料5で準備されている、更に4つの課題に細分化を資料の方では太字でされております。これを全部説明していただくと、それぞれ集中して議論ができませんので、この4つを1つずつ区切りながら議論をしていきたいと思います。勿論さかのぼってとか、まだ説明が出ていないだけでも、これは3番目のことにも関わるんだけどという御発言も勿論いただこうと思っております。説明をしていただいた後にそれぞれ委員の方々にその課題あるいは解決策の方向について御発言をいただきたいと思います。

それでは、1つ目の課題について事務局から御説明をお願いします。

○西尾次世代育成支援担当課長 それでは、資料6に沿って説明をさせていただきます。

課題項目、検討の視点、備考ということで表を示しておりますけれども、課題項目はそのまま資料5のものを持ってきております。検討の視点としては、一応これは事務局のたたき台ですが、この辺のところに解決の方向があるのではということで載せさせていただいております。備考につきましては、関連資料を付けております。【追加資料】とありますが、今後順次説明をさせていただきますけれども、この課題に対応した資料の説明になります。

真ん中、検討の視点に少し触れますと、個別ケース会議につきまして適切に開催されているのかということで、いろいろ区市町村の状況調査もいたしまして、この辺のところを強化するにはどうなのかということをお審議いただければと思います。

2番目、協議会と1つに申しまして、いろいろ人口規模がございます。広い区市につきましてはエリアを区切った方が効果的なのではないかという、そんな視点もあるのかなと思いついて、ここに落としてございます。等々が検討の視点でございます。

そして、この後は資料集で少し御説明をさせていただければと思います。

分厚い資料集で恐縮ですが、まず、1ページから4ページ目を順次説明させていただきます。

まず、1ページ目、要対協の「代表者会議」「実務者会議」の実施状況ということで、これはこの9月に私ども少子社会対策部が独自に子供家庭支援センターにアンケート調査をしたものでございます。

このとおり代表者会議につきましては、年1.2回ということで、ほぼ1回ということ。実務者会議については、内容につきましてはいろいろ実績報告、事例検討等々、このような数値になっております。

その下に特徴ある実務者会議等の設置例ということで、比較的熱心に取り組んでいる自治体を少し取り上げさせていただいております。

例えばA市につきましては、実務者会議について、更にチーム制をとっておりまして、児相と医療機関、勿論支援センターも入りますけれども、特定妊婦支援チームというのをつくっている。児相と民生児童委員、警察等による要支援・要保護児童支援チーム。教育センター、健康推進課を加えた就学前後連携のための支援チーム。こうした実務者会議内にチームを設置して、ここに個別事例一覧によって一つひとつ状況調査をしているという非常にきめ細かい対応をしている自治体もございます。

B自治体も実務者会議内に乳幼児会、児童・生徒会等を設置してやっている。

A区につきましては、実務者会議は実績報告を中心で、その次に児相と支援センターについては進行管理会議、虐待の一覧表を使った進行会議ですけれども、その会議をやっているほかに実務者会議メンバーを中心として、もう一つ、地域ネットワーク会議を設置して、A区というのは比較的広い区ですが、それを4区分に分けて、2か月に1度、個別事例の進行管理を行っている。

こんなようにいろいろ工夫をしながら各自自治体やっているということで、上げさせていただいております。

もしよろしければ、この辺のところ、先駆的に取り組んでいる自治体については、次回、ヒアリングという形で、実際にどんな活動をしているのかお話しいただくことも考えておりますので、よろしく御審議いただければと思います。

2 ページ目は、「進行管理会議」についてでございます。

これは虐待の進行管理台帳に基づきまして、支援センターと児相を中心にやっている会議ですが、いろいろバリエーションがございます。

まず、進行管理会議の開催回数としては、年平均6.9回ということで、2、3か月に一遍ということでございます。

進行管理会議の持ちケースにつきましては、このように500ケース以上、瞬間に持っているということで5自治体あると。あと、300から499が5自治体ということで、これは人口規模がございますので、一概に比較はできませんけれども、数値としてはこのようになっております。

右のところ、登録ケースのうち、特定妊婦ケースはどれぐらいかということで、全区市町村で70件ということで、まだまだこの辺のところは数値が低くなっております。

以下、構成メンバーについてはいろいろ工夫をしている自治体がございます。ごらんいただければと思います。

3 ページは、「個別ケース検討会議」の実施状況ということで、これも各区市町村を調査しましたけれども、平均でならしますと、22年度の1自治体当たりの年間開催件数は74回ということです。ただ、これにつきましてはカウントの仕方がいろいろありまして、1回の会議で1件を扱うケースと、1回の会議で複数件をやってしまう場合もあると。そこもそのままカウントすると。あとは、きょうだいケースについてのカウントがございますので、一概に比較はできないのですが、大体の規模感としては、300ケース以上が3自治体、その次が1自治体等々となっております。ごらんいただければと思います。

次に、4 ページ、5 ページ、6 ページですけれども、要対協の運営で困難に感じていること。少し漠然とした言い方になってしまったのですが、これを聞いてみました。これについては、個別ケース検討会議、実務者会議、代表者会議を併せての聞き方になっております。

少しカテゴリー分けをしましたがけれども、効率的な会議運営について、例えば関係機関が増えて情報共有のところが苦勞するところがございます。より効果的な関係機関連携のための審議会運営というのはどう進めていくかということがいつも悩ましいところだという御意見もございます。

次の5 ページにつきましては、会議内容について、会議のための会議になってしまっていると、なかなか実行性が担保できないという意見もございます。

次の四角、関係機関間の認識の格差については、一時保護を要するケースの判断が児相と異なるですとか、学校、保健所が親御さんとの関係から通告をためらうとか、いろいろな格差も示されております。

ということで、6 ページまでいろいろな意見を載せさせていただきました。

以上が1つ目の隙間のない連携のネットワークをつくるにはという項目でございます。

○松原部会長 ありがとうございます。

それでは、このことについて御質問等も受けてまいりたいと思うんですが、東京都は国がモデル的に示している実務者会議での進行管理ではなくて、進行管理は児童相談所と子供家庭支援センターの二者を基本に、プラスこの2ページにあるようなその他のメンバーを入れてやっていらっしゃるという理解でよろしいかと思いますが、後ろの方を見ると実務者会議で進行管理をやっていますみたいな記述もあって、必ずしも子供家庭支援センター側の認識もまだ難し

いのかなという感想は持ちました。

御質問、御意見を伺いたいと思います。

どうぞ。

○柏女委員 これは後から御説明があるのかもしれないんですけども、子供家庭支援センターへの調査の中で、例えばこの4つのうちの一番上のところの関係の報告ということだったんですが、備考のところを見ると、アセスメントシートの共有とかと書いてあるんです。そうすると、子供家庭支援センターのマニュアルとか、子供家庭支援センターと児童相談所との通告の有無みたいな、後ろの方に出ている東京ルールとかと関わってくるような気がしているんです。一括でやっていただいた方がいいのかなと思ったんですけども、どうでしょうか。

○松原部会長 一括でもいいかなと思ったんですけども、少し長くなるので一つひとつ区切りました。

特に、前回この地域支援ネットワークの強化について柏女副部会長が随分御発言されていて、その対応策ということで今日の資料5にも検討事項が盛り込まれていますので、後でもう1回、御説明していただくということではなくて、今、先にとということで結構ですけども、柏女副部会長、どれとどれをお話を聞かれたか、追加で御要望願います。

○柏女副部会長 1つは、子供家庭支援センターの調査をされていらっしゃるということなので、独自のその市のマニュアルを持っているかどうかということと、そのマニュアルが東京都の児童相談所の対応とリンクさせているかどうかについて聞いた結果はないだろうかということ。

もう一つは、特定妊婦が70ケースということで、そんなに多くはないわけですけども、特定妊婦を把握する上での課題とか、つまり切れ目のないといったときに切れ目が生じるのは2つあって、1つは、出産前と出産後というところで切れてしまうところがあるわけです。そこが上手に捕まえられているかについて聞いた項目あって、どこかに報告があるのかというのがわからなかったところです。

○松原部会長 お願いします。

○西尾次世代育成支援担当課長 全部御回答に沿うような形になるかどうか恐縮ですが、まず1つ目のマニュアルの件につきましては11ページにございます。子供家庭支援センター相談体制調査の集計結果という資料がございまして、これは今年の1月から2月にかけて当時の地域支援担当児童福祉司が区市町村に聞いて回ったものでございます。

その中で、集計結果から左の四角の①対応の基本姿勢ということで、ポチが2つありまして、そこに各センターが独自の虐待対応マニュアルを整備し、虐待対応に当たっているかとの設問については54か所、71%は行っているが、22か所は整備されていないという結果になっております。

ただ、内容につきまして、児相のマニュアルにかっちり合致しているかという点につきましては、明らかな資料はないのですが、一般的に各区市町村でマニュアルを整備する場合は、児童相談所の児童福祉司あるいはチーフに相談をしながらつくっているという状況がございまして、ですから、その辺のところでは内容の整合性というのは一定程度、図られていると。ただ、一つひとつ点検していったら、そこがどうあるかというのは、そこまではわからないという状況がございまして。

特定妊婦につきましては、18ページと19ページに子供家庭支援センターと母子保健部門との連携状況というのをに入れております。

子供家庭支援センターに連携の状況を聞いたんですけれども、少し粗い選択肢でなかなか実情を現わしているのがわからないんですが、まず、この上の方の四角、1から4というのがございまして、選択肢の内容は左下の四角にあるんですが、まず1つ目は、子供家庭支援センターと母子保健部門が定期的に情報を共有しているかというのが1番です。それが30件ある。

もう少しレベルが下とっては何ですが、虐待を含めた要保護児童について母子保健部門から迅速に連絡を受けているということで、これが26。ここでほぼ大部分の自治体はこのような状況にある。あとは、虐待が疑われるケースについて連絡するんだと。もっと明らかに虐待と思われるケースのみ連絡するんだという、そういう数値になっております。

その後、その他、5のところには要支援家庭・特定妊婦も連絡ということで、これは複数回答になっておまして、45の自治体が一応、特定妊婦等も連絡という、少し粗い聞き方になってしまっているのですが、このような場合も連絡という、そういう数値になっております。

19ページにも母子保健部門との連携の効果はどうなのだろうということで、「虐待の未然防止まで効果をあげている」という答えが24件。「早期発見に効果をあげている」が20件ということで、大半のところは1、2に集中しておりますけれども、あとは「適切に協働している」が9件、「円滑に行われていない場合がある」が5件、「その他」が4件という状況が示されております。

以上でございます。

○松原部会長 ありがとうございます。

追加の調査結果も紹介をしていただきましたが、何かコメントがあれば。

○柏女副部会長 今回の2点ですけれども、私が幾つか見た限りでは、要対協のマニュアルと子供家庭支援センターのマニュアルと児相とがうまくリンクしているとは思えないものが、見た限りでは全部そうでした。そんなにたくさん見たわけではないんですけれども。そういう意味では、しっかりとこれを合わせていく確認作業が必要なのかなというのが1点目です。

2点目は、これは非常に微妙な問題もあるんですけれども、死亡事例の検証などを見ていると、やはり妊娠中の望まない妊娠、予期しない妊娠だったり、あるいは途中で妊婦検診に行かなくなったり、全く最初から行かなかったりとか、そういう事例について、現在は、児童福祉法上は通告義務はないわけですが、それが例えば母子保健部門で検診に途中で来なくなったとか、妊婦と連絡がとれなくなったとか、そういうケースについて、例えば要対協あるいは子供家庭支援センターに通告されるシステムをしていけば、ここがつながってくるのかなと。ただ、非常に微妙な問題ですので、人権とも関わってくるところなので、難しい面はあるかもしれないけれども、そういうことを考えていかなければならないのかなということを思いました。

以上です。

○松原部会長 今回の柏女副部会長のように多少先にはみ出ても勿論構いませんので、この連携ネットワークということでほかに、今、事務局から出てきた説明を含めてコメントがあれば。

中板委員、お願いします。

○中板委員 特定妊婦ですけれども、特定妊婦をなるべく早いうちに把握して、支援体制というか、積極的な支援に入っていくというプロセス、仕組みがとても重要だと思うんですけれども、そのときにやはり現状で言うと、母子保健法というのが法的根拠として活用できるのではないかなと思うわけです。

妊娠届をする、妊娠届によって母子手帳を交付する、母子手帳を交付することによって健全な妊娠生活、出産に向けての親教育、その辺のことを担っていく。そのために妊婦検診あるいは妊婦訪問という制度が母子保健法の中にしっかりと明記されておりますので、その法的根拠に基づいていけば目的外使用ということにはならないと思います。

情報としては、母子手帳を交付された人で、そのときに、今、いろいろな自治体が行っていますけれども、母子手帳を交付のときに、あるいは精神保健的なこれまでの既往歴ですとか、経済状況として生保世帯なのかとか、市町村民税非課税世帯なのか、その辺のこととか、年収を聞いている自治体もありますし、サポーターがちゃんとしているのか、あるいは家族の支援が得られるのかとか、そういったことをかなり丁寧に聞いて、いわゆるハイリスクの妊婦かなと言えるような状況はつかめるところまで行っていますので、母子手帳交付のときにしっかりと体制の中で把握をし、そこから訪問につなげていくというのは、これは法的根拠として決して法律の濫用にはならないと思います。

そういったことを予防線としては張っていけるのではないかなというのはありますので、その辺の根拠についても具体的に示しながら、特定妊婦といったときに、特定妊婦というのはどういうものかということだとか、その辺についても、特定妊婦について把握していますか、連絡してしますかということ、非常に多分ばらつきがあるのではないかなと思いますので、特定妊婦というのはどういうものか、それをどのように把握して、どのように子家センに連絡しているのかという、その辺のことも具体的に書いていかないと、非常に雑駁な感じになってしまうかなという印象を持っています。

○松原部会長 ほかにいかがでしょうか。

それでは、御発言が2つ目、3つ目あるいは4番目にも関わってきている部分もありますので、また順次説明をしていただきながら、一応、切りながら御議論いただきたいと思います。

1番目のところでは、2のところはかなり関わる御意見が出て、アセスメント評価の共有だけではなくて、全体、アセスメントから対応まで含めて、対応進行マニュアル的なものの整合性をきちっととるべきではないかという御意見。

教育部門の話は出なかったのですが、医療部門ということで、3番目の柱とも関わるんですけども、特定妊婦のことについて、これも積極的に進行会議で、70というのではなかなか数値としてまだまだという御指摘だろうと思うので、上がってくるように。しかし、そうなると進行管理で500件を超えるというところそのものの課題もあって、特定妊婦が、中板委員がおっしゃるようなパターンで上がり始めると、これは相当の数になりますので、そここのところの課題もある。

影山さん、兎相的に見ていらっしゃって、二月に一遍ぐらいのペースでやるとして、あるいは3か月に一遍ぐらいで、どの程度の、それは困難な事例がどのぐらい含まれるかもあるんだけれども、概して何ケースぐらいだったら目が行き届くんですか。

○影山児童福祉相談専門課長 ここで本当に500とか、そういう数字が上がってはいますけれども、実際に現場でやっていたときの感覚から言うと、2時間ないし2時間半ぐらいの会議でせいぜい40から50ぐらいだろうなど。いわゆる台帳に100載っていても、その中で今回は特に変わりはないというのは変な話ですけども、変化はありませんというところはずっと流しながらやって、ある程度、検討、お互いに確認をしておこうというのはやはり40、50かなという感じは持っているんです。それ以上、特にこのケースはというのは、これは別に個

別ケース検討会議を開いてきちっと議論しておかなければ、それだけで40分、50分かかっていたら、これは話にならないので、私は感覚的にはそれぐらいかなと思っております。

○松原部会長 500やる場所はどういうやり方をしているかというのはわかりますか。

○西尾次世代育成支援担当課長 今、影山課長がおっしゃっていたように、管理台帳に500載っているけれども、動いているケースを中心にやっていくということで、その辺の回答については2ページですけれども、大体どこの自治体も動きのあるところを中心にというところをやっています。

ただ、管理台帳にいつまで載せているかという問題も一方であると思います。助言を終了すべきところはするで、それがなかなかできないところは雪だるま式に増えているという現状ももしかしたらあるかもしれません。

○松原部会長 実は動いていないと見なされること自体が非常にリスクが高くて、要するに新たな情報を収集できていないという可能性も、勿論本当に動いていないケースもあると思うんですけれども、あるので、そこの判断の仕方もどこかできちっとしておかないと、動いていないと判断されること自体の危険性もあると思います。

影山さんの感覚から言うと、49ケース以下、18自治体ぐらいだったら一覧性をもって進行管理できる。多分、ここの18というのは人口規模が相当小さそうなところですから、大きな区市の場合はブロック別に分けてやっているという工夫も事例では出ていますけれども、一律に御議論できないところがあるのかなと思っています。

ブロック別にやっていて逆に大変なのは、各ブロックがやるとそこに一斉に児童相談所の児童福祉司の方が出ていかなければいけない。分身の術を使えないので、そういった悩みもおありになるということを少し聞いたことがあるので、少しここの辺りの工夫も必要かなと思います。

どうぞ。

○中板委員 済みません、とても初歩的なことを聞くかもしれないんですけれども、実務者会議で行われる進行管理をすることによって成果としては何が出てくるんですか。

いつも気になる場所ですけれども、先ほど松原部会長おっしゃった進行管理をすることによって動いていない事例が、これは動いていないというチェック機能になるのか、動いている事例に対しては、これは個別でもう一度しっかりと時間をかけてやるべきなのかという、そういう前向きなことにつながる進行管理なら意味があるように思うんですけれども、2時間で50件の進行を、何を見て、どういうアウトカムがその進行管理の中であるのかなというのがよくわからないんです。

○松原部会長 どうぞ、事務局。

○西尾次世代育成支援担当課長 進行管理会議については、たしか平成19年の児童相談所の運営指針のところで盛り込まれたと思うんですけれども、それまで私どもが実務でやっていて、児童相談所も支援センターも同時に受けているという事例は多々あるんですが、どちらが主に動いているのかということも進行管理会議が存在する前はなかなか確認できなかったというところがあります。一覧表で1件1件、今はそちらが主としてやっているんだよねという確認の仕方、隙間をつくらないという、そういう効果は1つあるんだろうと思います。

進行管理をやるんだということで、この状況をもう1回、次の進行管理までに把握しておかなければという1つのアクションを起こす機会にはなると思います。今までそれがなかったの

で、何となくどこかがやっているんだとか、そういったところで隙間に落ちてしまうというところがあったのかなと思います。

影山課長、補足がありませんか。

- 影山児童福祉相談専門課長 今、西尾課長がおっしゃったように、進行管理会議で報告するためには児相、子家センそれぞれが今、このケースがどうなっていると少なくとも事前にその確認をして、だれが主たる援助者として関わっているのか、その方の情報はどのようなかと、そこをとった上できちっと持ってくるというところが1つの大きなメリットなのかなと。

あとはやはり、児相、子家センでやっている中で、いや、ちょっと今のは見立てが違うんじゃないかと。いや、違うところからこういう情報が入っているということがあれば、それは次の今度はこちらについては個別ケース検討会議に関わっている機関をみんな集めて会議をやるうと持っていく1つの機会なのかなと。そこで余り細かい議論というのは、2時間で50ケースにしても、10分、20分というふうにはなかなかいかないので、そういう1つの機会として進行管理をとらえていくのかなと考えています。

- 中板委員 そうすると、今のような進行管理によってこういった成果を見込んでいますよということというのは、子家セン、児相の関係者というのは皆さん、明記されたものとして見ているということですか。

- 影山児童福祉相談専門課長 進行管理会議に児童相談所の側で出るとすれば、チーフが中心に出ているわけですが、それ以前に会議前に各担当の児童福祉司にそのリストを渡して、それぞれの担当者が今、どういう状況になっているのかきちっと把握してチーフに報告し、かつチーフがそれをまとめた形で子家センと突き合わせるということで、子供家庭支援センターさんの方にもある意味でそういうことを担当者の方できちっとアクションを起こしてくれということを求めて持ち合っているという認識でやっております。

- 松原部会長 多分、中板委員の御質問は、例えば東京ルール等あるいは子家センが持つマニュアルの中でそういう目的がきちっと明示されていて、児相、子家セン間の共通認識になっているかどうかという御質問だと思うので。

- 西尾次世代育成支援担当課長 28ページに東京ルールの本文が載っておりまして、エのところで児童虐待等のケース進行管理ということで、原則3か月に1回開催すると掲載されておりますけれども、改めて今、御指摘の目的というところでは明確にはなっていませんが、実務としてやっているという状況になっています。

- 松原部会長 これを明示するというのが今回の1つのポイント、新たな施策の中身になるかもしれないですね。

それでは、よろしければ、2番目の柱の説明をしていたきながら、こういう形で行きつ戻りつで結構ですので、また御意見を伺っていきたくと思います。

2番目をお願いします。

- 西尾次世代育成支援担当課長 では、2番目、児童と子家センの項目でよろしいですか。

2番目につきましては、4番目も重なるんですが、2番目と4番目を一遍に資料説明をさせていただければと思います。

検討の視点に少し触れますと、法的権限を持つ児相と地域資源を持つ支援センターの役割分担の点検はどうなんだろうと。先ほど触れました連携のルール、東京ルールの点検はどうなんだろうと。先ほど柏女副部会長から御指摘をいただきましたマニュアルの共通化ですが、

その話につながるのではないかとと思いますが、児童相談所、支援センター共通のガイドラインみたいなものが必要なのではないかと。ここには、子供家庭支援センターと児相の役割分担、東京ルール、その辺の点検の内容も盛り込みながら、もう少し包括的なガイドラインの作成が必要なのではないかということで視点として上げております。

こんな視点に基づいて御議論いただきまして、資料の説明ですが、恐縮ですが、10ページから参ります。これは先ほど東京ルールの本文に触れましたけれども、少し図式化したものでございます。これで説明し切れるかどうか、不十分かもしれませんが、説明をさせていただきます。

虐待相談に関して、児童相談所と支援センターの間でいろいろ情報のやりとりがあると。それをきちっとルール化しよう、隙間に落ちないようにしようということの内容でございます。

1つに子供家庭支援センターから児童相談所への発信というのがありまして、これは支援センターが主担当として持っているケースについて、情報提供、援助要請、送致、通知ということで図式化してあります。

情報提供については、とりあえず知っておいてほしい。まだ動かなくてもいいけれども、知っておいてほしいというレベルのものを児童相談所に提供する。もう一步進んで援助要請。これは同行訪問とか、ケース検討会議に出てくださいと、アクションを必要とするものが援助要請ということです。ただ、ここまでは子供家庭支援センターが主担当であることは変わりがない。ただ、送致ということになりますと、いろいろ児童相談所の法的権限が必要な段階に来たということで、この送致という形で情報をいただく。こうなりますと、児童相談所の方に主担当が移るということでございます。通知というものもございまして、これは子供家庭支援センターが送致したのに児童相談所がなかなか動いてくれないというときに通知ということで、どうしているんだということで促すといった種類のものもございまして、逆もございまして、児童相談所から支援センターということで、児童相談所が主担当のまま協力要請ということで、見守りサポート事業とかをお願いするというのもございまして、ケースが一段落着いたということであれば、区市町村移管ということでやっております。

その他の基本事項のところですが、原則、文書による送付・回答を基本としておりますけれども、これは迅速性が求められる場合とかは口頭でとか、いろいろ幅広にとりましてやっております。通告に窓口としては、区市町村からの各部署というか、1自治体内の関係機関からの通告については、原則として支援センターが受けるということをお東京ルールで明記しております。48時間以内の安全確認、ケース進行管理の3か月に一遍の開催。保護者援助としまして、家庭復帰のためのチェックリスト、アセスメントシートなども載せております。これはまだ絶対使ってくださいというルール化はしておりません。児童相談所内では使うようにということで徹底されておりますけれども、区市町村で一律に使うという、そういうレベルのものではなくて、御参考にとということで付けております。

これが東京ルールの内容でございます。

11ページ、これは先ほど触れましたマニュアルのところです。

その他のところを1か所だけ触れますと、左側の④安全確認の3つ目のポチで、安全確認に関しては、「チェックリストやリスクアセスメントシートを活用しているか」という設問に対しては、50%が「はい」と回答しているという、半分、チェックリストやアセスメントシートは活用されているという状況でございます。

12ページ、これは子供家庭支援センターの運営状況ということで、これは聞き方がなかなか悩ましかったんですが、直営で支援センターを運営しているところと、全部を委託して民間に民託をしているというパターンと、あと一部のところに委託をしているパターンと、大きく分けて3つあるだろうということで、一応、各市の状況をまとめてみました。

基本的には、要対協の運営ですとか、行政権限の行使等については直営の部門がやって、それ以外のところを委託でそれぞれやっている。これは一部委託をやっているパターンですけども、そういったものが大半でございます。なかなかここで統一的な傾向を見るということまでには至らないのですが、御参考に見ていただければと思います。

13ページ、子供家庭支援センターの相談職員の配置状況ということでございます。

区市町村の総数を上げておまして、支援センターの従事職員としては583ということになります。

この下の図が重要だと思うんですが、職員配置のところ、職種別の構成割合ということで載せております。一番多いのは保育士25.4%、その次に社会福祉司16%、心理司15.3%という構成になっております。

14ページ、これも先ほど触れていただきましたけれども、児童相談所のチーム制についてです。

かいつまんで御説明しますと、このチームというのは児相内で4人から7人、3人のところもあるんですが、それを1チームとしてエリアを分けて行動しているんです。そのチームのリーダーがチーフということでございます。

目標のⅡの③が先ほど部会長に触れていただいたところですが、チーフがケースを持たずに地区担当への支援・助言を徹底するという、そこを今、やろうとしているところです。今は移行機関でそれぞれ工夫しながらやっているところですが、目標としてはケースを持たずにチーフがいろいろな支援をしていく。

いろいろな支援のところに、これも真ん中の四角の下の方にチーフの業務というところがありますけれども、そこに地域支援業務が入ってきます。

下のポンチ絵のところにチーフを中心として各子家センと連携していくという図がありますが、チーフがいろいろな区市町村の会議に出張して、直接スーパーバイザーをすることで、23年度から行っておりまして、私の知る範囲では、好評を博しているという状況でございます。

15ページ、これは児童相談所の任期付児童福祉司の状況でございまして、前回御質問をしていただいたところです。

19年度が11名から、今、23年度は23人が配置されているという状況です。

勤務年数としては、1年目、2年目、3年目がごらんいただいたとおりの数値、4年目、5年目がなかなかいないというところです。

採用数としては、16年度に始まって3人から、今、23年度は12名ということになっています。

一方、キャリア採用という、児童相談所や自立支援施設に特化して配置される正規職員の数も3から4ということで、この辺も増えているところでございます。

16ページ、保護者指導措置したケースの内容ということで、これは児童相談所の状況ですけども、22年度中1年間で保護者指導ということで児童相談所が対応したケースの中身に

ついて表にしてみました。

件数が480件あって、これは複数回答ですので、福祉司による面接・家庭訪問が402ということで、これがベースになると。それに加えて医師、心理司による継続面接ですとか、児相への通所指導等がございます。

一方、保護者が指導にのらないというケースも53ケースあるということでございます。

17ページ、これも前回御質問がございました。医療機関からの通告ケースですとか、保護者と対立したケース等々についての年齢別の表ということで、医療機関からの通告ケースについては一目瞭然、ゼロ、1歳の層が非常に多くなっております。

ただ、その他のケースについては、年齢別、特定の傾向は見られず、満遍なく見られるという状況でございます。

18、19は先ほど御説明をいたしました。

20ページ、最後でございますけれども、これは子供家庭支援センターに有効だと思う子育てサービスを聞いてみました。

1位で選択、2位で選択ということで、多少見にくい数字になっておりますが、ショートステイですとか、一時保育、育児支援ヘルパー、サロンのところが多くなっております。

その他の具体的内容ということで、いろいろ上げておりますが、例えばH市につきましては、ホームビジター派遣事業ということで、こんにちは赤ちゃん事業というのはありますけれども、それと地続きの形でNPOさんがしっかりと支援をするということで独自の取り組みをなさっているところもございます。

以上、ここの項目の説明でございます。

○松原部会長 ありがとうございます。

児相の状況も子家センの状況も出てまいりました。

御質問から御意見を含めて伺いたいと思います。

さっきの東京ルールのところの表で、通知というのがありますね。これは年間どのぐらいあるものなんですか。

○西尾次世代育成支援担当課長 1件ございました。なかなかこれは。

○松原部会長 そうですか。あともう一点、児童相談所が事業報告に出す虐待対応件数というのは、情報提供があったものも児童相談所の虐待対応件数でカウントするんですか。それとも援助要請以上のものがカウントされるんですか。

○西尾次世代育成支援担当課長 援助要請につきましては受理件数に入っております。情報提供につきましては内容次第ということで、情報提供も今、私どもは緊急受理会議ということでしっかりと確認はすると。これは受理した方がいいという場合は受理、そうでない場合は受理しないというわけでございます。

○松原部会長 ありがとうございます。

ここの辺りの処理の仕方がどうも児相によって違うような印象があるので質問してみたんですが。

どうぞ。

○影山児童福祉相談専門課長 情報提供については、江戸川の検証の中でも委員の先生方から御指摘いただいて、情報提供できちっと進行管理できていないじゃないかということで、その後、システム化をしまして、今、情報提供については受けてから3か月間は児相としても定期的に

子家センの方から情報を得ていくと、3か月間何もなくて、3か月目のところで児相として終了するのか、あるいは援助要請、送致等に切り替えるのかということを引きつと子家センと再度確認をするということでやっていますので、状況提供のまま埋もれてしまうということは今のシステムの中ではあり得ないとなっております。

○松原部会長 ありがとうございます。

○武藤委員 同じような質問になるかもしれないんですけども、聞くところによると、子供家庭支援センターで割と虐待のケースを主体的に訪問したりだとか、いろいろな形で積極的な取り組みをしていると。勿論児童相談所への情報提供という部分はやっているんですけども、ある市では抱えてやりますよ、ある市ではもうすぐ、できれば児相の方にお願ひしますということと差が生じているのではないかということ、これは私が実際に見ているわけではないから何とも言えないんですけども、そういう話をよく聞くんです。

そこで、各区市町村ごとの差と言うんですか、子供家庭支援センターが割と積極的に初期介入から支援までを含めてやろうという姿勢があるところとそうではないところがあるということを知っているんですけども、こここのところの差と言うんですか、そういう部分は、東京都としてはどう見立てていると申しますか、しているのかなと思っただけです。

○松原部会長 上川さん。

○上川児童福祉相談専門課長 いろいろと調査をすればするほど、そういった差というのを感じられるところでございます。

その中でやはり児童相談所としてできるだけ対応力の、先ほど柏女副部会長の方からも一律の対応がマニュアルも含めてないのではないかという御指摘もあったんですけども、できるだけ今の状況では、児童福祉任用研修という形で、子家センの方々にできるだけ出ていただく中で、一般的な虐待対応、児相の業務も含めて御理解いただいた上で、虐待対応についても一定の水準の理解をしていただくという取り組みをやっているところですが、その辺のところは早急にレベルが一定になるということもなかなか、各市町村の状況もございまして、難しい課題ではありますけれども、できるだけそこを一定化するようには取り組んでいるところでございます。

○松原部会長 ほかにいかがですか。

どうぞ。

○今田委員 子家センへのアンケートの結果ですけれども、ここで一時保育とショートステイが圧倒的にニーズとして求められているという結果を見て、なるほどという感じがしてありますが、実際問題として、有効だとは思っていても、実際に使えることとして一時保育、ショートステイがどのぐらい普及しているのか、充足しているのかという調査はなされているんでしょうか。

もう一つ、結構大きな問題だと思うんですけども、この中で抜けていると思うのは、子供を育てている上で、今、母親が職業を持っているということからいくと、どうしても病児保育ないしは病後児保育というのは欠けてはいけないのではないかと思うんですが、これが調査項目にないのは、その他の中に入っているのかどうか。ニーズとして余りないのかどうか。そのところをお聞きしたいんですけども、よろしいでしょうか。

○西尾次世代育成支援担当課長 今日は資料として御用意しておりませんが、これについては既存の資料の中で大方回答できると思っておりますので、よろしければ次回、整理をして

お示ししたいと思っております。

○松原部会長 ほかはいかがでしょうか。

○柏女副部会長 こだわってしまって済みません。またマニュアルのことを伺いたいんですけれども、11ページのところで子供家庭支援センターの相談体制調査で先ほどお話があった左側の④安全確認の三つ目のポツですが、安全確認のためにチェックリストやリスクアセスメントシートを活用しているかということ、半分が使っているということですが、東京都が使っているものが30、31ページのところにありますけれども、これを使っているということでしょうか。

○上川児童福祉相談専門課長 この質問についてですけれども、東京都ということではなく、各子供家庭支援センターで独自につくったチェックリスト等もございますので、そういったものも含めて聞いているという状況でございます。

○柏女副部会長 わかりました。

それこそ、某市の研修会に行ったときに、全然物差しが違うんです。都の物差しと子供家庭支援センターの物差しが違うので、違う物差しで何センチだと測っていても意味がないんじゃないかと思うので、同じ物差しを使わないと、そして同じ物差しを使って、ここここにチェックがついていたら、通告だよねとか、送致だよねとか、そういう積み重ねがあって初めて隙間がなくなっていくのではないかと思うので、そこは東京ルールの見直しの際には是非徹底をする必要があるのではないかと思います。

もう一点、保護者支援ですけれども、16ページに民間の親プログラムを紹介というのが2件あるんですけれども、こうした団体というのは今、かなり東京の中で育ちつつあるという感じなのでしょうか。これからは是非そういう支援プログラムの方は児相がやるよりは外注していく方向を目指すべきだと思うんですけれども、そこで実情を教えてくださいたいのですが。

○西尾次世代育成支援担当課長 民間の親プログラムということで、これを紹介した児童相談所にもう少し取材をしてみたいと思っております。

ただ、民間のプログラムが2件ということで、こういった規模の数字なので、やはりこのところはまだまだという実感がございます。

少し分析してみたいと思います。

○高田委員 先ほどのチェックリストですけれども、こちらは紙ベースでの管理になりますか。

というのは、これはチェックリストをデータベース化すれば1枚で虐待のリスクというのが数値化できるのかなと思いました。

○上川児童福祉相談専門課長 児童相談所においてはデータ化して、今、御指摘いただいたようにレーダーグラフにもしているんですけれども、グラフでやってみたんですが、それだけで的確になかなか示せないということもあって、今、グラフの方は余り活用していない状況です。

○高田委員 グラフというか数字、例えばチェック項目が多ければ、虐待のリスクが80とか、90とかになると、それぞれ数字で対応できると、職員の方の経験値に左右されずに判断ができるのかなと思いました。

○上川児童福祉相談専門課長 児童相談所ではこれを使って基本的にケースについて、毎週チェックをするケース、2週に1回チェックをするケース、4週に1回チェックをするケースということで、ある意味でこれを点数化してそれをやろうと。また、このS項目という非常に危

険なケースについては必ず毎週だということを進めてはおります。

- 磯谷委員 チェックシートですけれども、ほかの子家センで別のものを使っているということですが、私がよくわからないのは、東京都のものと一緒のものを使ってもらおうということで解決をする話なのか、それともチェックリストそのものについていろいろ考え方などがあって、そここのところの統一が實際上、難しいのか、その辺りは実際どういう状況でしょうか。
- 上川児童福祉相談専門課長 このチェックリストは、最初は児童相談所が自分たちの虐待の進行管理のためにつくったもので、東京ルールを改訂するとき、それを各区市町村に統一するかどうかという話も内部ではあったんですけれども、そのときに実際にもう既に区市町村で独自に使っているシートもあるということで、これを一方的に押し付けるということもなかなか難しいと。区市町村と一緒にチェックシートをつくれればいいじゃないかという話も当然あったんですけれども、その段階でそこまで十分詰める時間的余裕もないので、まずは区市町村でそれぞれ使っているものを優先していただいて構わないし、まだ整備されていないのであれば、是非これを使っていたきたいということで示させていただいたのが現状でございます。
- 松原部会長 ほかはいかがでしょう。

ここは随分、マニュアルのことについても御意見が出て、あと次回、病児保育といろいろ、いわゆる在宅支援の資源についても御質問がありましたので、出していただくとして、資料6に書かれている東京ルールの点検とか、その下の児童相談所、支援センターの共有ガイドラインの作成ということに関わって、少し中身にも関わる御示唆がいただけたのではないかなと思って、これは一緒のものに織り込まれるのかどうかよくわかりませんが、こういったものをつくっていく中で、委員からいろいろ御指摘のあった区市町村による温度差あるいは物差しの違いといったものを少し是正していけるのではないかと。

ただ、最後に磯谷委員が発言されたことは大切で、もう一度その前に、本当にこのチェックリストでいいのかどうかというのを見直さないとかえって漏れてしまうということで、そのことも含めての見直しになるのかなと思っています。その場合には、恐らく作成段階のところから、東京都だけで勝手につくるのではなくて、バランスを見ながら、市部、区部を含めて子供家庭支援センターの方にも参加していただくことが大切なのかなと思いました。
- 磯谷委員 子供家庭支援センターの横のつながりといいますか、情報の共有だとか、あるいは連携だとかを含めてですけれども、横のつながりというのはどういう現状になっているのでしょうか。
- 柏原家庭支援課長 子家センは横のつながりというのは、そんなにはっきりしたものは特にないようございまして、私どもの方で児童相談所が管内に幾つもの市がございますので、その中で児相を介しての情報共有ですとか、個別のものというものはあるんですが、組織立って子家セン会議とか、そういったものは独自にやっつけらっしゃるというのは私どもとしては把握していないんです。
- 柏女副部会長 受託団体が複数の子供家庭支援センターを受託しているところがありますので、民間ですけれども、そういうところはそこが集まって、スーパーバイザーを呼んで勉強会をしたりとか、それはしているんですけれども、それ以外のところは、これは東京都独自のシステムですので、子供家庭支援センターが東京都の中でもこれだけ力を付けてきていますので、組織化を図って、研修とかをやっていくべきではないかと思えます。東京都の研修センターの方で研修したりもしていますけれども、あそこは単発の研修なので、そうではなくて、組織的

に子供家庭支援センターの東京都内の組織化をして、そこに研修システムを導入していくとかということを考えていかないと、全体的なレベルアップと共通化といいたいでしょうか、そこにはつながっていないのではないかとこの気はしています。

御検討をいただければと思います。

○松原部会長 それでは、進行のこともありますので、残っている柱すべてについて必要な資料等も含めて御説明をいただきたいと思います。

○西尾次世代育成支援担当課長 それでは、3番目の四角の医療、教育部門との連携が十分ではないのではないかと、ここが残っておりますので、説明をさせていただきます。

検討の視点といたしましては、医療機関、教育機関向けマニュアル、研修の徹底等、まさにこの前、緊急提言をいただきました医療保健機関との連携ということでは、児相にコーディネーター的な存在も必要なのではないかとこのことで上げております。スクールソーシャルワーカー等の連携等々を上げております。

備考に、これは資料にも出てくるんですけども、教育庁でも今、いろいろ試みをしておりまして、3つ目の丸に教員向けの児童虐待防止研修セットというのも開発しております。私も少子社会対策部でかかりつけ医、歯科医のための児童虐待対応ハンドブック等々もごさいます。もしよろしければ、これを回していただいて、こういったものも既存ではごさいます。こういったものも活用しながら今、進めているところでごさいます。

資料の説明でごさいますけれども、7ページ、医療機関からの虐待通告の状況についてということで、前回は触れましたけれども、22年度につきましては、医療機関からの通告、左上の表ですが、147件ということで点線で囲んでおります。

これについてももう少し分析をしたところ、まず、そのすぐ下のところ、年齢別に見てみると、やはりゼロ歳のところが非常に大きいと。ゼロ歳のところだけ更に分析をしてみますと、通告の内容ということで、脳内出血、頭蓋骨折ありSBS、その辺のところは37%、21件。あとは不審な骨折ですとか、火傷が15件ということで、傷はないんだけど、不適切な養育が12件、21%、この辺のところが多くなっております。

措置状況としては、右のところ、乳児院入所が多くなっていて、39%ということで、乳幼児につきましては、命に直結するところでごさいますので、母子分離等が多くなっているという状況でごさいます。

2番目の表に戻って、147件全体のところを少し分析してみますと、左側の一番下のところですけども、SBSの疑い、不審な骨折、一番多いのは、暴力を受けている、受けている可能性がありが26件数になっているんですけども、これはどういうことかと申しますと、傷、あざはないんだけど、子供から日ごろの状況を聞いてみると、叩かれているとか、怖いすとか、そういったことを子供の口からいろいろ生活状況を聞く中でこれは危険だという内容のものが26件ということになっております。

右の上の方に行きまして、CAPSの設置状況ですが、CAPSの対象候補病院を考えまして、そうなりますと、都内の小児科、産婦人科を標榜しているある一定規模の病院ということで、148病院あるのではないかと。そのうちCAPS設置病院は58病院ということで、これは6月末現在でごさいます。

その下の医療機関の状況でごさいますけれども、これは1件から12件まで、件数で整理しておりますけれども、下の方の9件、10件、12件のところ、1件ずつある、1件、2件

がありますけれども、全部その下のところはCAPS設置がなされている病院から来ております。要するに件数が多いところはCAPSの設置病院だということがうかがえるかなという状況でございます。

8ページ、東京都におきます医療機関への虐待対応力強化事業をいろいろやっております。19年から21年度もやっておりましたけれども、22年度以降も以下のようなメニューがあります。

1つは、CAPSの設置病院、さっき58と申し上げましたけれども、その58病院につきまして横の連絡会を設置しようということで今、行っているところです。

CAPSを立ち上げたいと思っている、そういった意向がある病院については児童相談所が訪問・研修を行っている。

その下、今日もありましたけれども、専門研修ということで、医療従事者の方に集まっていたいていろいろ対応力の向上に向けた研修をしております。

一番下のところ、これも重要なところですが、地区の医師会を巡回いたしまして研修を行っている。そのようにして強化しているところでございます。

9ページ、これは先ほど少し触れましたけれども、教育庁が作りました虐待防止研修セットというのがありましたので、参考に載せさせていただきました。

教育庁に話を聞いたところ、やはり2つインパクトのある事例があったと。1つは、言うまでもなく、江戸川のケース、もう一つは、ここの左のところにも書いてありますけれども、平成22年8月に都立高校の1年生の生徒が虐待を疑われながら、管理職がこれは生活の話だから通告しなくていいんだということで止めたということが後でマスコミに露呈したという、その2つを非常に大きく見てということで、いろいろ現場で使いやすい形で研修セットということで、こんなものらしいですけれども、これを各教育委員会に配って活用を進めているということで、そういった工夫も教育の方でなされているということでございます。

以上、資料の説明でございます。

○松原部会長 それでは、ここについての御意見を伺いたいと思います。

いかがでしょうか。

どうぞ。

○高田委員 2点ありまして、1点目は医療についてですけれども、9月28日付の新聞で、厚生労働省は都道府県の中核的な小児救急病院に対して児童虐待専門のコーディネーターを配置する方針を固めたという記事を読みました。ここの専門コーディネーターというのは具体的にどのようなポジションの方、例えば児童福祉司なのか、臨床心理司なのかということが1点。

もう一点が教育の方ですけれども、現在、小学校以上のところにはスクールカウンセラーが配置されているかと思うんですが、幼稚園とか保育園にはいないんですね。現在、私の娘が4歳で幼稚園に通っているんですけれども、私立の幼稚園ということもあって割と経済的に安定している方とか、ひとり親家庭が少ないということで、余り虐待ということは聞かないんですけれども、それでも育児に悩んでいるとか、どこに相談したらいいかわからないという人が結構たくさんいるんです。幼稚園の先生も20代で若いので、相談もできないし、かといって児童相談所とか、子供家庭支援センターに連絡するほどでもないということで、例えば幼稚園とか保育園にも非常勤でもそういった臨床心理司のような外部の専門家と関わる機会があれ

ば、虐待の防止になるのかなと考えています。

○松原部会長 1つ目は御質問ですが。

○西尾次世代育成支援担当課長 私どもも実は、国の動きについては報道で示されている以上のものがまだないんです。これから徐々に国の情報は具体的に示していただくということで、その中でどういうつくりになるのかとか、今後の検討になると思います。

あともう一つ、育児カウンセラー的な存在につきましては、今、所管の課長がいないので定かではないんですが、たしかうちの方でも補助の仕組みがあったような記憶がありまして、そのところは確認をします。次回までにその辺の情報は整理しておきます。

○松原部会長 育児支援のことは次回出させていただきます。関連して出していただければと思います。そのころには国がどういうことを意図しているのかわかっているはずなので、最初の質問についても情報提供をお願いしたいと思います。

いかがですか。

この辺り、犬塚委員、何か御発言があれば。

○犬塚委員 学校に児童虐待防止研修セットがあるというのは初めて聞いたんですけれども、学校もそして、保育園、幼稚園もそうですが、子供たちが多くを過ごす場でそれはとても大事なことです。虐待を、いかに発見して、いかに連携して、早く手を打つかということが中心の話になっていると思うんですけれども、いかに早く発見して子供の発達を望ましい方向に向けるかということのためにみんなが頑張って早く発見しようとしているわけです。分離になるようなケースについては、多分、乳児院に行くとか、児童養護施設に行くとか、そこでケアをして望ましい発達を促していきましようということは、それなりにいろいろな難しい問題を抱えながらやっていると思うんですけれども、ほとんどの子供たちは家庭にいるわけですね。分離になるのは、児童相談所が受理した事例の1割強だと思います。

発見のための児童虐待防止研修セットも勿論必要ですけれども、発見して、でも、家族の中で生活していく子供たちにどう育て直しの援助をするのか。学校の中でとか、保育園とか、幼稚園で、そういう子どもたちの発達を促すためにどういう援助をしていくのかという視点での研修が必要だと思います。今、保護者の支援のためにそういうものも必要だという意見も出ていましたけれども、勿論子供の育て直しというのは、幼稚園や保育園、学校だけでできるわけではなく、本来は子供と親との関係を改善する、望ましい養育をする支援が必要です。けれども、多分それだけではうまくいかず、学校や保育園とか幼稚園で、特に保育園には難しい子供たちが結構いて、多くの時間を過ごす集団生活の場で、その様々な困難を抱えている子供たちに対して、どう対応すること必要なのかという対応方法についての知識がまだ余り十分ではないという現状があります。

今、発見に向けての連携が中心になっていますけれども、いつも相談を受けている視点から言うと、不適切な養育の結果としていろいろな問題を抱えている子供たちへの支援ということももっと同じような力点で考えていかないといけないのではないかなとも思っています。

○松原部会長 どうぞ。

○西尾次世代育成支援担当課長 非常に重要なところで、逆に、いいマニュアルじゃないですけども、既存でなかなかマニュアルというのはないのかなとも思うんですが、そういったノウハウを整理して、マニュアルをして、それで普及啓発を図るというのは重要なのかなということで、是非その辺のところはまた具体的な御助言をいただければ。

○高田委員 マニュアルというところですけども、お母さんたちの中には、なぜ子供を叩いちゃいけないかがわからない人も、そもそものところですけども、そういう方が結構いらっしゃるって、叩くと子供の自己肯定感がはぐくまれないよ、そうすると将来どうなってしまうよということを話すと、そうなんだ、じゃあ、叩かないように気を付けようという人も結構いるんです。なので、そういうところではやはりどう育てたらいいかみたいなそもそものところのマニュアルというのも変ですけども、そういったものがあるととてもいいと思います。

○松原部会長 ありがとうございます。

課題2のところでも未然防止というのが大きな柱になっておりまして、今日のところでも重要な御意見だと思いますけれども、また、ここの部分についてはそのときに御意見をいただきたいと思います。

ほかはいかがでしょうか。

○中板委員 資料の中で家庭復帰のためのチェックリストがあるんですけども、この辺も話をしているんですか。

○松原部会長 どうぞ。

○中板委員 いろいろなところに引っ掛かっていくと思うんですけども、家庭復帰のためのチェックリストを見たんですが、これはどのように使われているのかなというのが1つあるんですが、この項目を見ると、家庭復帰ということは、要するに措置された子供を戻していくということだと思うんですが、そうすると、この項目は15項目まであって、それぞれすべてポジティブなポイントを上げていくものですけども、実際に個別ケース会議、あるいは実務者会議もそうですけども、個別ケース会議の中でどれだけ発見から措置に向けての会議ではなく、措置された子が家庭復帰していくときにどのような在宅での支援体制をとっていくかという援助計画ですとか、方向性、プランニングのようなことが話されているのかなというのをずっと疑問に思っているところなんです。

家庭復帰していくに当たっては、問題が100%解決して、在宅に戻っていくケース、家族というのはそう多くはないんじゃないかなと思うわけです。そうすると、ポジティブな部分だけを上げて、これができるからいいじゃないか、これができるからいいじゃないかというのではなく、逆にどんなことが改善されて、どんなことが問題として残っているんだと。課題として残っている部分はこれだけあるんだけれども、でも、在宅でその部分をケアしながらやっていくためにはどこと連携をして、どこのケアをきちんと入れて、保育所とか学校と連携をしながら解決に向けてやっていくんだという方向性を出すには、この家庭復帰のチェックリストでは、措置された子が在宅に向けて、在宅の中でケアされていく体制をつくっていくというのは非常に難しいのではないかなと思います。家庭復帰のためのチェックリストについてももう一度、検討し直しを希望したいなというのがあるんです。

それと同時に、先ほどから実務者会議、個別会議という要対協の強化という中に、いろいろな関係者の同線を描くというか、システム論としてこうあるべきだという形を整えていくというのが1つ大事なことでですけども、マニュアル等も含めて、いわゆるハウツーでだれが何をするというハウツーだけを載せていくと、人材育成上を考えると、応用力とか柔軟性、自由度がきくような動きではなかなか育たないというか、つくられていかないなと思いますので、先ほど言ったように、是非何のためにこれをするんだと、だれのためのこれをしていくんだというのが、常に理念的なことが目的、理念と言うと非常に情緒的ですか。

やはり目的、何のためにするんだ、だれのためにこれをするんだという目的がきちんとマニュアルの中に落ちていかないと、ハウツー本になってしまって、ここに書いてあったのでこうしましたと、死亡検証のときもそうですけれども、東京ルールでこうなのでこうしましたという、それに終始してしまうというのは前進がないなと思いますので、是非家庭復帰のチェックリストも含めて、要対協の全体の力量を上げるということを考えたときには、システム論と中身の理念的な、質的な部分の向上というものも踏まえつつ、もう一度、考えていきたいなと思いました。

○松原部会長 ありがとうございます。

このチェックリストをどういう場面でだれがどういうふうに使っているのか、そこだけ説明していただけますか。

○影山児童福祉相談専門課長 このチェックリストについては、最終的に家庭復帰の提案をするときにこれをチェックして示すと。ブロック会議あるいは援助方針会議でと。ただ、中板委員がおっしゃったように、チェックリストについてマニュアル等を作成してしまっていて、必ずしもAになったから家庭に帰すということではなくて、BあるいはC、こういったところにある場合であっても、それに対してどういった援助が地域で期待できるのか。そういったところも含めて最終的にこれらに基づいてチェックをしようということなのです。

今日はこれしかお示ししなかったんですけども、これ以前に家庭復帰に向けての計画、その中では、中板委員の方から御指摘いただいたような、地域のどこが何を進めていくのか。地域のどこのどういうサービスを組み合わせれば、このお子さんについては家庭に帰せるのかと、その辺のところもある意味で、内部のマニュアルではございますけれども、児童相談所の中では示しているかなと考えております。

○松原部会長 これは施設入所と一時保護事例についてもやっつけらっしゃるわけですか。

○影山児童福祉相談専門課長 はい、このチェックリストは両方でやっております。

○松原部会長 どうぞ。

○今田委員 チェックリストについて1つお伺いしたいんですけども、これは重み付けというか、一つひとつの項目についてはなるほどと思う項目ばかりで、我々も施設側としてはこういったことを聞きたい、あるいはここを調査したいというところが一番載っているとは思いますが、おのずと重み付けというのがあると思うんです。例えば必要条件とその他の参考条件程度のものがあるとすると、どういうものが必須であり、どういうものが参考程度、なっていればいいという形なのかということをお教えいただきたい。

もう一点は、医療機関の方の調査をいろいろお出しいただいてありがとうございました。医療機関の関心度が高まっているのが手にとるようにわかって非常にうれしい気がしたんです。

と申しますのは、入ってきている子供を見ますと、身体虐待で入ってきて、かなりハイリスクであったと思われるケースは、1つの医療機関だけではなくて、複数の医療機関に必ずというほどまたがっていて、だんだんそれもエスカレートして行って、最後の段階で見つかっているというケースが非常に多いように思うんです。それをレトロスペクティブに振り返ると、第2番目のときあるいは第1番目のときにどうしてわからなかったかということがどうしても常に、SBSなどが数が二十幾つもありましたので、そういうケースというのはほとんどがそうなんです。だから、今のことに満足せずに、もっと早い段階で、疑うところからしか始まらないので、そのところを非常に強調した形でのPRといたしますか、そういったものを作って

いただければと思います。殊、命に直結するということから考えると、この子はよく大丈夫だったと思うのが施設側の気持ちとしてありますので、そのところを御理解いただければと思います。

CAPSが設置されているところほどきちんとした報告が恐らくなされているということをお考えますと、非常にCAPSの有用性というのは言うまでもないことかなと思われましたので、ありがとうございました。

チェックリストのところだけ、重み付けのところをお教えいただければと思います。あるいはそういうことがなされているのか、これから予定されているのかも含めてお教えいただければと思います。

○影山児童福祉相談専門課長 特にこの中でこれは必ず必須だとか、ある意味で応用だという仕分けはしておりません。ただ、おのずと例えば1番、4番、7番、これは全くないところで、面会・外泊が順調に行われていないところ、あるいは親子がともに家庭復帰を希望していないところ、虐待の認識がないところという家庭復帰は、これは基本的には考えられないだろうということです。ただ、先生の方からいただいた部分では、特に必ずこれが必須だという分類はしてございません。

○松原部会長 ありがとうございました。

○今田委員 例えば虐待の認識があるというケースは、我々は施設にいますと、認識があるケース、認識はあるんでしょうけれども、それをちゃんと告知するという形はほとんどないように思うんです。先生が適切な養育ではなかったみたいな、非常にあいまいな形での認識というぐらいがほとんどだと思うんです。

もう一つは、家庭復帰といいますが、そういったものの要求といいますが、意思是むしろ逆で、引き取り要求がかなり強いというか、そっちの方がむしろ多いように思うんですけれども、それもやはりこれはAなんですか。

○影山児童福祉相談専門課長 4番で引き取り要求が当然強いのも含めて希望していると。ただ、それは保護者の方の側で、子供の側が、乳児院さんの場合は子供の意思確認というのは難しいところがございますけれども、ある程度、意思が確認できるような年齢のお子さんであれば、子供の意思も含めてということで、これは特に年齢別にあえて分けた部分ではございませんので、乳児院さんの場合とSBSなどのケースを考えた場合、若干矛盾するところもあるかなと今、お話を伺っていて思ったところでございます。

○高田委員 虐待と養育困難の場合と同じチェックリストになっているようではございますけれども、チェック項目は重要なところが変わってくると思うんです。なので、分けた方がいいのかなと思われました。いかがですかね。

○影山児童福祉相談専門課長 もともとは虐待を想定してつくっていたんですけれども、ただ、養育困難のケースについてもその背景に虐待等があるケースが非常に多いということで、もともと養育困難のケースについてはチェックリストを全く使わずに家庭復帰の判断をしていたので、そうなった場合は、それは非常に危険だということで、養育困難ケースについてもこれを使いながらある程度、判断をしていこうという形でつくりましたので、あえて養育困難ケースのチェックリストというのは、これをつくった段階ではそこまでは考えていなかったということでございます。

○松原部会長 各委員の御意見を伺うと、もう少しチェックリストを、もう少し手前に付いてい

る部分もあるらしいんですけども、それも含めて今後、精査をしていくべきではないかという御意見をいただけたかと思えます。

さて、すべての柱について説明をして、御質問、御意見をいただきましたが、あえて4つにくくってみて、今日の課題1のところでもう少し追加的な御意見を伺いたいと思えますので、どうぞ御自由に御発言をいただきたいと思えます。

○影山児童福祉相談専門課長 先ほど、柏女先生の方から子家センの合同会議というお話があって、東京都として一括して何かというのは今、特に実施はしていないんですけども、各児童相談所ごとにそれぞれ管内の子供家庭支援センターに集まっていたいて、例えば小平児相などですと、9市会という、9の市を管轄しておりますので、その子家センに集まっていたいて、2、3か月に1回ぐらい、児相センターでも年に2回ぐらい、それぞれやりながら、その中で本当に児相が一方向的にしゃべるといよりも、お互いにその中で報告する中で、その自治体はそんなことをやっていないのみたいな、そういうところに非常に触発されながら、子家セン自身が気づいていく部分はあるのかなというところは実際にやっているところでございます。

○松原部会長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょう。

武藤委員、お願いします。

○武藤委員 虐待の発見のところですけども、先ほど医療、教育機関というものがあって、教育部門と私たちは日常的に現場の児童養護施設等の子供たちをめぐって常に毎日毎日連絡をとりながらやるんですけども、学校の先生たちからは本音としては、本当に虐待をされている状況であればすぐわかるんですが、そこまでは行っていないんだけど、ちょっと危なっかしいねというケースは非常に多いということで、それをどういう形で上げていいのか。

勿論学年担任ぐらいで、隣の担任と、実はこんなことよということ話し合いをするんですけども、職員会議レベルだとか、校長だとか、副校長などに上げていくところまでは行かないんだけど、日常的に虐待を下手するとしているんじゃないかな、されているんじゃないか、虐待まで行っていないでも十分な養育が受けられていないといえますか、そういうケースは非常に多くなってきているということで、予防の段階でそういうのがもう少し学校の中で、第三者の人たちがそこに入りながら、さっきの進行管理会議でしたか、あんなことも含めて、少し気になる子供たちの養育がどう変化したのかということについて、教育という視点だけではなくて、子供の養育という視点で本当に安定的な、家庭的な養育ができているのかということも含めてチェックができていて、そういうことも教員自身が、そんなに虐待に行っていないなくても、ちょっと気になる子供の話が十分できるという部分をもっとやりたいという要望はあるみたいです。

今日は多分、教育機関の方はいらっしゃらないので、そこまでの話は難しいかもしれないですけども、そういうことも少し教育部門で検討する必要があるのではないかなということも思っています。

以上です。

○松原部会長 子供がいる場所ということですね。学校、幼稚園、保育園というのは一番大切な場ですから、そこでの発見、対応もすごく大切なことだと思っています。

ほかはいかがでしょう。

○柏女副部会長 次回への要望でもいいですか。

課題2の検討は次々回だと思うのですが、そのときにもしできましたら、今、制度化されている民間の虐待防止活動というか、子育て支援活動だけではなくて、制度化されていない民間活動をできる限り拾い上げていただけたらうれしいなと思います。

例えば先ほど幾つか、何市だったか忘れましたが、ホームスタートとか、制度化はされていないけれども、しっかりと動いている先駆的な取り組みも、特に妊娠期からのものを取り上げていただけたら、それをどう制度の中に組み込んでいったらいいのか、あるいは相互補完を考えることができるかと思っておりますので、要望ですけれども、お願いいたします。

○西尾次世代育成支援担当課長 その辺につきましても、私どもで取材をして、その中でも非常に先駆的にやっていたりやる取り組みにつきましても、ヒアリング等で是非御紹介をさせていただければと思っております。

○松原部会長 ほかはいかがですか。

犬塚委員、お願いします。

○犬塚委員 ここで検討することではないんだろうと思うんですが、ここに精神疾患を持つ親の主治医との連携を図られているかという課題設定がされているので、少しお話をしたいと思います。

統合失調症を始めとして精神疾患を有している親御さんが、その時点でどの程度の養育能力があるかということ判断について、精神科医の方の研修とかが必要ではないかと思っております。、その判断に随分ばらつきがあります。私も精神科医なので同僚としてどうなのかなと思うことが実はあります。

統合失調症や精神疾患の治療は勿論かなり優秀な能力を持ってやっていたり先生も、その親御さんがその時点でどのぐらい養育できるのかということについての判断にはまた別の視点が必要ですので、その判断は様々で、ばらつきが実はあります。その辺について、例えば精神保健福祉センターであるとか、そこでの医師取り組んでいただくとか、むしろ児童の福祉の方をやっている者がそちらの方に問題提起するとか、そういうことが必要だと思います。

○西尾次世代育成支援担当課長 ちょっと私の知らない、なかなか思い付かないのですが、話がずれてしまいますけれども、資料の16ページに保護者指導措置したケースのところ、表の真ん中のところで、保護者のかかりつけ医との連携という欄がありまして、これは件数が480あって、45ということで、この辺は10分の1のところですが、再三、死亡検証部会等でも保護者の状況をしっかり把握して、かかりつけ医さんとの連携というのは指摘されていますので、この辺の連携そのものをまずはもう少し進めていきたいなと思っております。

実際に精神科医の先生方の見立てのところのばらつきについては、今のところ思い付かないのですが、今後の課題なのかなと思っております。

○犬塚委員 ここで検討することではないと思うんですが、問題提起するとしたらどこへ持って行くという何か方向性はありますか。現場では問題になっていることだと思います。

○西尾次世代育成支援担当課長 先生もいらっやっている治療指導課の方で少し検討することもあるのかどうか。私はここでは簡単に思い付かないのですが、また考えてみたいと思います。

○松原部会長 もう少しこの部会での課題にもしたいと思います。

どこかに向けて提言ということも、こういう部会では国へ向けての提言というものもよくやっ

たりしますので、どこかの分野に向けての提言というのものもあるのかもしれない。今日は結論は出しません。

では、ほかにはいかがでしょうか。

よろしいですか。

それでは、時間もかなり過ぎてまいりましたので、大体、今日の御議論はこの程度で終わらせていただいて、かなり具体的な御提案もいただいたと思いますので、また次回、御議論をいただいて、ここの課題と解決策を固めていきたいと思います。

今後の予定を事務局の方からお願いいたします。

○桃原少子社会対策部長 事務的な御案内をする前に私の方から一言だけ。

今日は大変多くの御議論をいただきまして、また非常に貴重な指摘もたくさんいただいたと思っております。

次回に向けていろいろお話を伺いながら私としていろいろ考えていたんですけども、そういう整理がうまくできればの話ですが、今、いろいろ御指摘いただいた中のさまざまな問題点や課題の中で、児童虐待ということに特有でないと言ったら変ですが、役人が言うのも何ですけども、行政機関が持ちがちな、いわゆる組織マネジメント的な課題の部分と、具体的なさまざまな実証にルールそのものに妥当性があるかどうかというところに大きく大別されたような気がしております。

例えば違うマニュアルをもって判定したものを持ち寄って会議をするということ自体が、行政機関だから特有ではないかもしれませんが、組織マネジメントではそもそもあり得ないような話なので、この分野に限らないところで解決すべき話なので、そういったところと、あるいは先ほど出ていました、例えばアセスメントシートの妥当性等については、それが現実の実証にきちんと対応できるものとしてしかるべきものかどうかというところに課題が少し混在していた感じがいたしましたので、こちらについては私どもの方で再度整理をいたしまして、関係者同士がコミュニケーションをとってきちんとルールをつくれればそれできちんとできるものと、いわゆる現実的なものと照らし合わせてルールそのものにさかのぼって検討すべきものについてきちんと分けるように今後させていただきたいと思っておりますので、申し上げたいと思っております。

もう一つ、教育、医療を始め保育にも言及をいただきましたけれども、行政機関が非常にこの問題では子供の養育に近い機関ときちんと連携するというのは非常に重要だということは、先般の里親の事件においても如実であったわけですけども、これも今の話と少し関わるかもしれませんが、行政機関と教育機関という、言い方が適切かどうかあれですけども、そもそもはビジネスのカルチャーが非常に大きく違うというところで、これをいかに同じ言葉をどう共有理解していくかということが児童虐待だけではなくて、さまざまな場面で問題になっておりますので、そういったところで同じ問題をどう共有できるかというところも今後の大きな課題と今日お話を伺って認識いたしましたので、次回に向けて課題の方ももう少しきれいに整理できるようにさせていただきたいと思っております。

本日はどうもありがとうございます。

○西尾次世代育成支援担当課長 私の方から1点だけ。

冒頭でも申し上げたのですが、次回につきましては、できたら連携に先駆的に取り組んでいる自治体さんに出ていただいてヒアリングという形をとりたいと思っておりますので、よろし

くお願いいたします。

○網野委員 先ほどのお話で、私も実は発言しようかどうかと思っていたんですが、今、行政と教育ということ为例に挙げて、本当にお話の中にそれぞれの専門分野の温度差とか、認識のずれとか、虐待をどう考えるか。それこそ究極は何のためにこれを行っているのかという部分での相当の壁とか、隔たり、ずれ、同じ言葉を使っても違う。そういう部分について結構いろいろ指摘したいところがあったものですから、是非これはかなりその中で検討を進めていただければと思います。

○柏原家庭支援課長 それでは、事務的なところでございますが、次回は、こちらでは、11月11日を予定しておりますが、また別途調整をさせていただきたいと思っております。

場所等につきましても改めて御連絡をさせていただきたいと思っております。

よろしく申し上げます。

○松原部会長 どうもありがとうございました。